

## 令和6年度奨学金の返還者に関する属性調査結果【概要】

### I 調査目的等

#### 1 目的

奨学金返還者の状況を把握し、奨学金回収方策の検討のための基礎資料を得る。

#### 2 調査対象

- (1) 令和6年12月末において、奨学金返還を3か月以上延滞している者（以下「延滞者」という。）から無作為抽出した20,000人。
- (2) 令和6年12月末において、奨学金返還を延滞していない者（以下「無延滞者」という。）から無作為抽出した15,000人。

#### 3 調査方法

質問を記入した調査票を送付し、WEB回答を依頼した。

#### 4 調査時期

令和7年2月

#### 5 回答受入状況

	抽出人数	回答人数	回答率	参考母数（令和6年度末）
延滞者	20,000 人	1,648 人	8.2%	127 千人
無延滞者	15,000 人	1,898 人	12.7%	4,570 千人

※ 回答人数には無回答・不明回答を含まない。

## II. 結果の概要

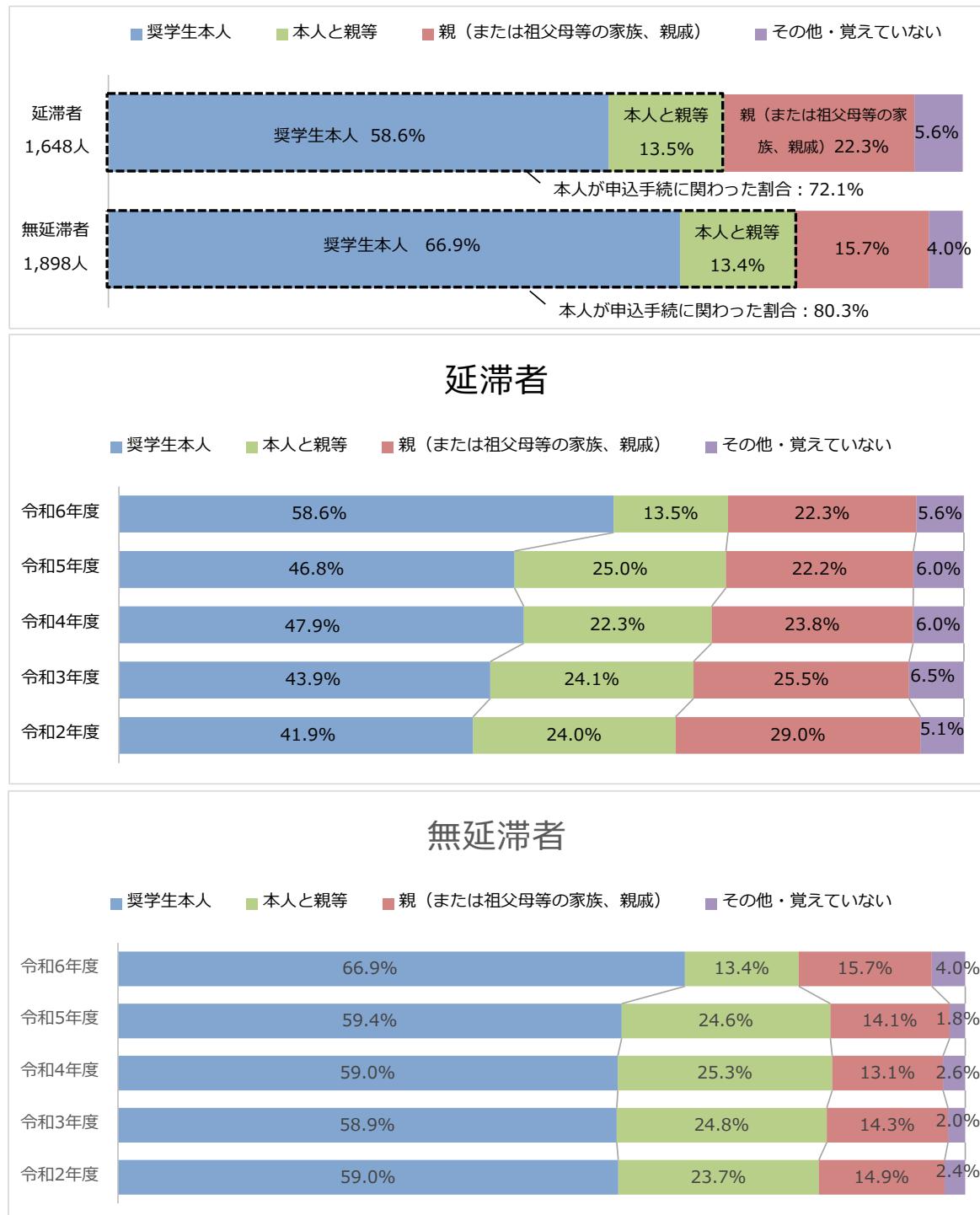
### 1 在学中の手続き等に関すること

#### (1)奨学生申請時に申込手続き（書類作成や入力作業）を行った者（択一）

奨学生申請時の申込手続きを「奨学生本人」が行った比率は、無延滞者は66.9%であるのに対し、延滞者は58.6%と低い。「奨学生本人」と「本人と親等」を合せてみても、無延滞者は80.3%であるのに対し、延滞者は72.1%しか申請時の申込手続きに奨学生本人が関わっていない。

なお、過年度比較をすると、延滞者、無延滞者ともに申請時の手続に「奨学生本人」のみで申込手続を行った比率が大きく増加した。

図1-1 奨学生申請時の申込手続きを行った者（択一）

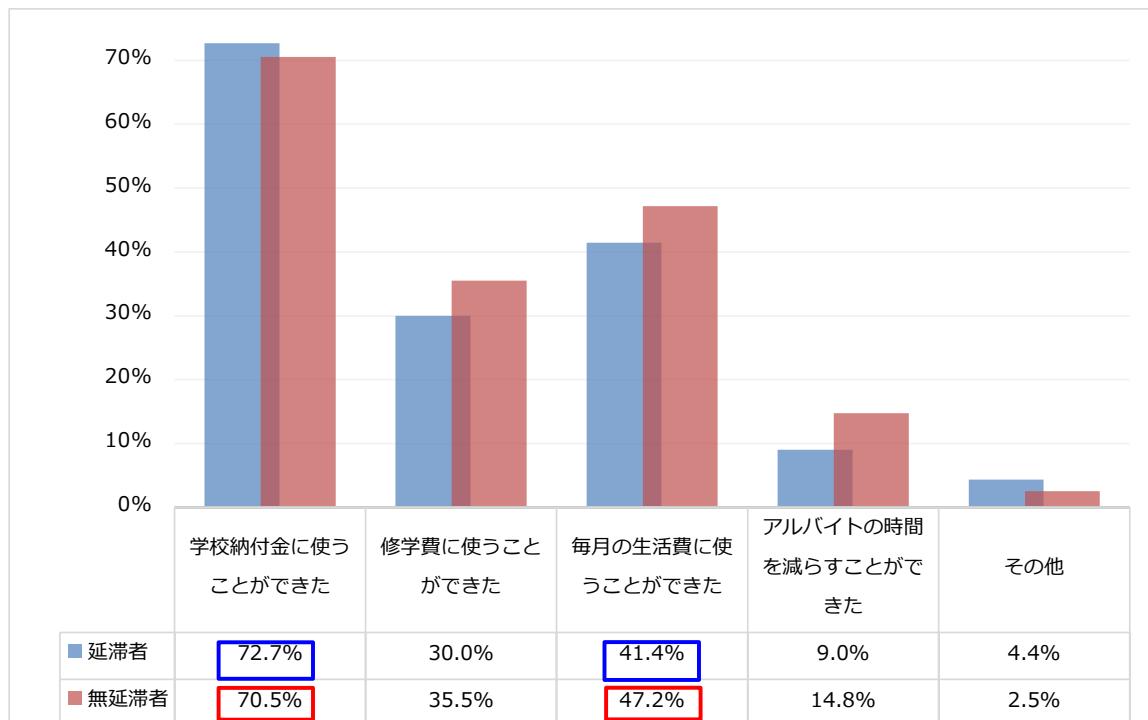


## (2)奨学金はどのように役に立ったか（複数回答）

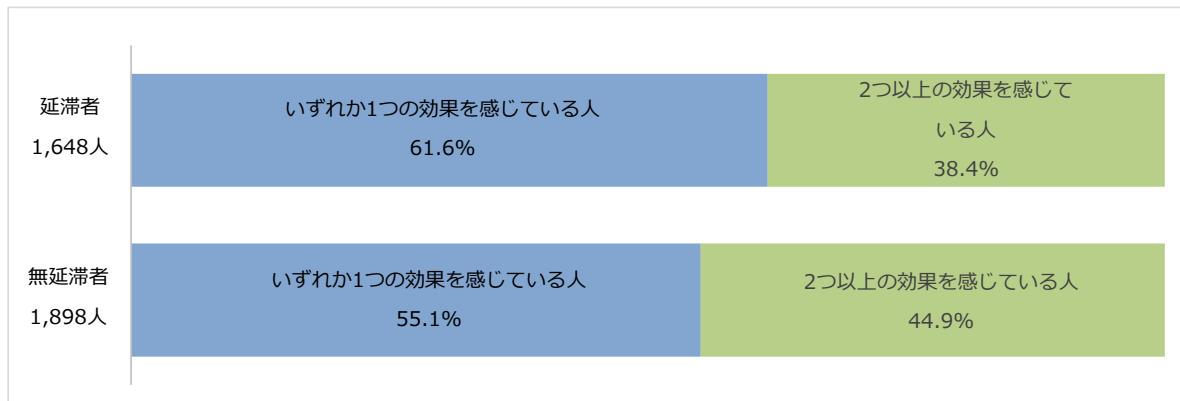
奨学金がどのように役に立ったかについて、延滞者、無延滞者ともに「授業料等の学校納付金に使うことができた」が最も多く、「毎月の生活費に使うことができた」が2番目に多い。

※比率は回答者数に対する比率。複数回答のため、合計は100%を超える。

図1-2 奨学金がどのように役に立ったか（あてはまるものを全て選択）



回答者のうち、2つ以上の効果を感じている者は、延滞者は38.4%、無延滞者は44.9%である。

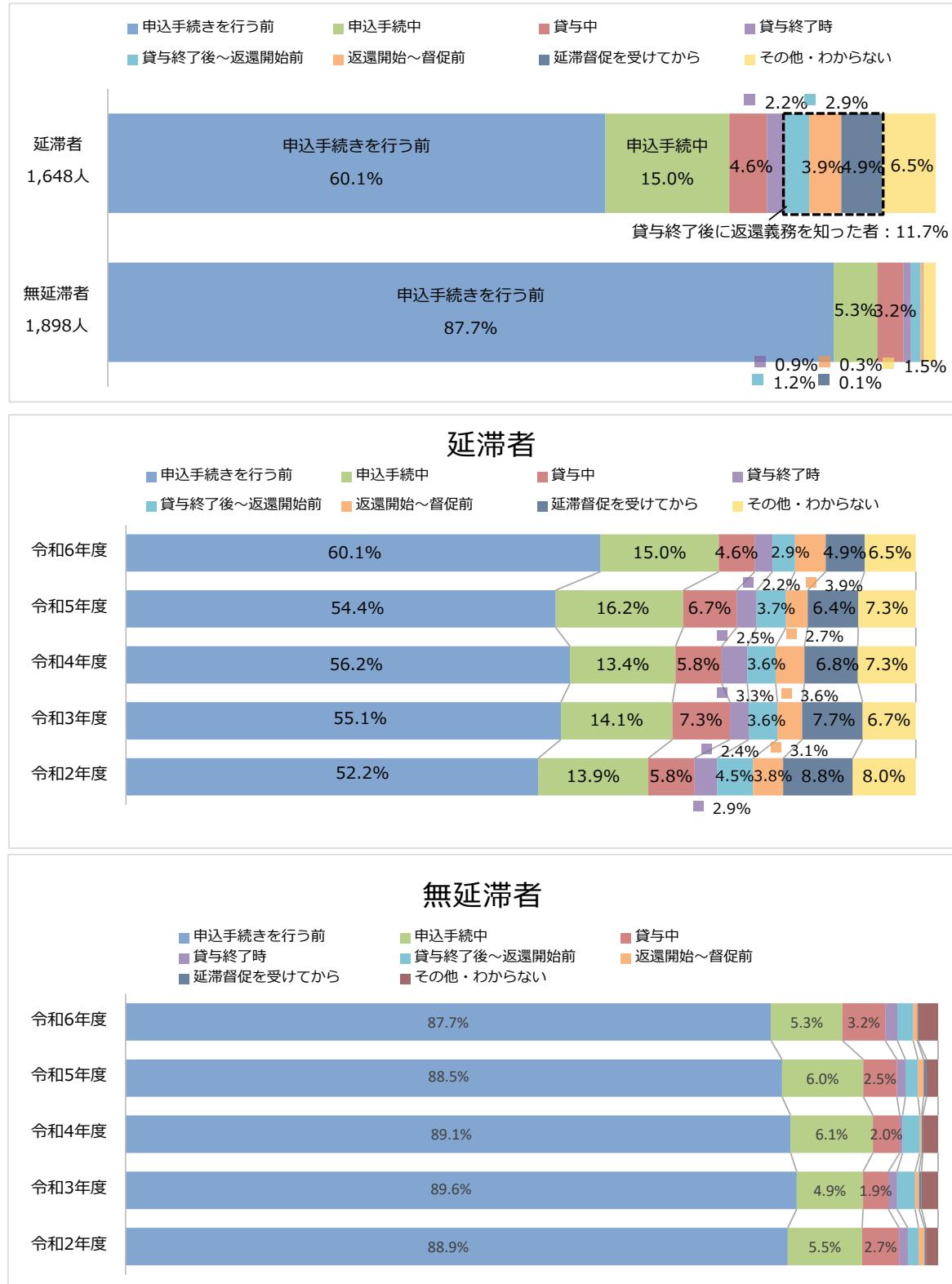


### (3)返還義務を知った時期（択一）

返還義務を知った時期は、無延滞者全体では「申込手続きを行う前」が87.7%であるのに対し、延滞者全体では60.1%にとどまっている。

また、延滞者全体では、貸与終了後に返還義務を知った者は11.7%となっている。

図1－3　返還義務を知った時期（択一）

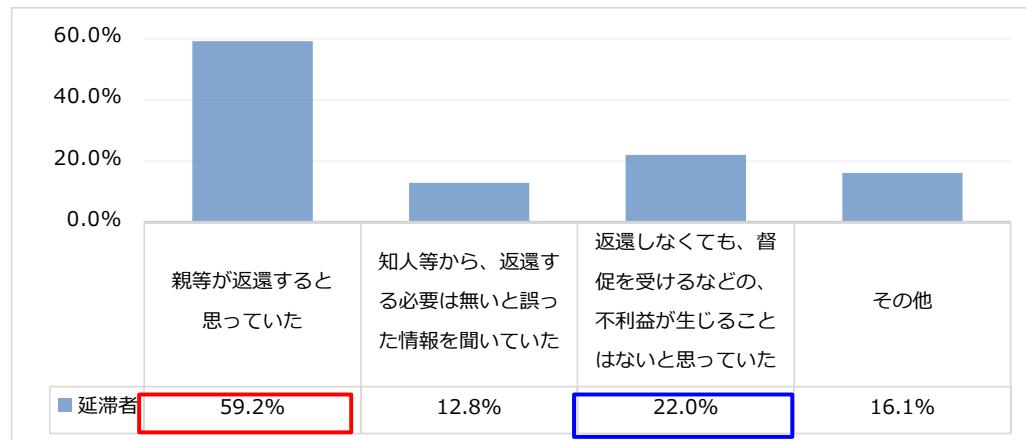


#### (4)返還する必要は無いと考えていた理由（複数回答）

返還義務を知った時期について、申し込み後（「貸与中」「貸与終了時」「貸与終了後～返還開始前」「返還開始～延滞督促前」または「延滞督促を受けてから」を選択した者）に知ったと回答した延滞者に対して、その理由を質問した。

「親等が返還すると思っていた」と回答した割合が59.2%と最も高く、次いで「返還しなくても、督促を受けるなどの、不利益が生じることはないと思っていた」が、22.0%となった。

図1-4　返還する必要は無いと考えていた理由（あてはまるものを全て選択）

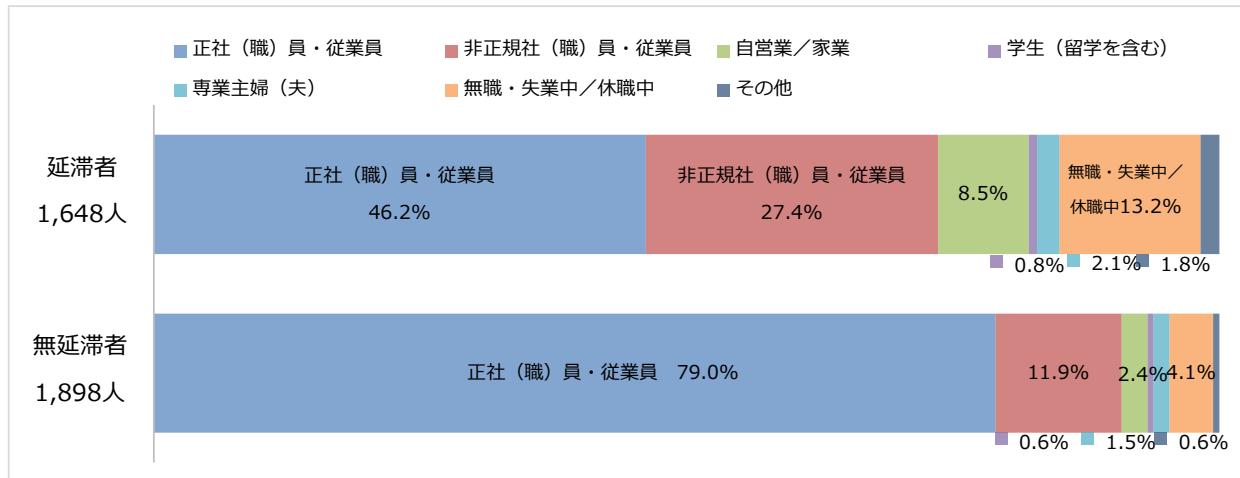


## 2 奨学生の職業・年収

### (1) 奨学生本人の職業（択一）

奨学生本人の職業は、延滞者は全体で「正社（職）員・従業員」46.2%、「非正規社（職）員・従業員」27.4%、「無職・失業中／休職中」13.2%であるのに対し、無延滞者は全体で「正社（職）員・従業員」79.0%、「非正規社（職）員・従業員」11.9%、「無職・失業中／休職中」4.1%で、無延滞者の方が延滞者より安定した就業状況にあるといえる。

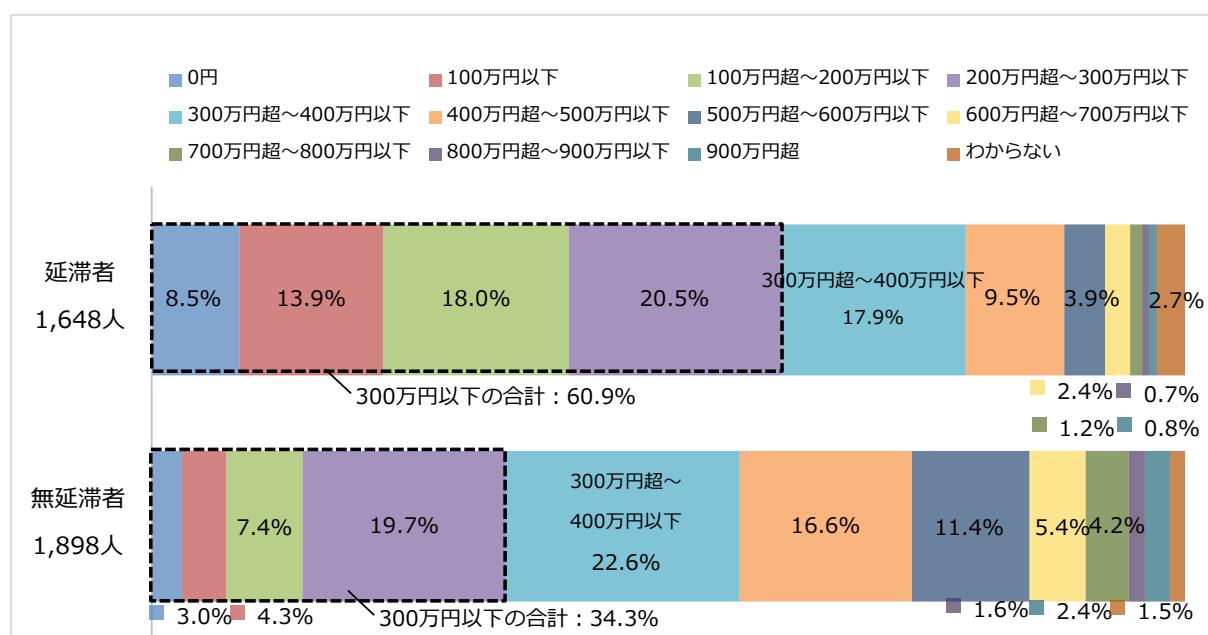
図2-1 奨学生本人の職業（択一）



### (2) 奨学生本人の年収（択一）

奨学生本人の年収について、「300万円以下」の比率は、延滞者では合計60.9%であるのに対し、無延滞者では合計34.3%である。

図2-2 奨学生本人の年収（択一）



### 3 延滞の状況

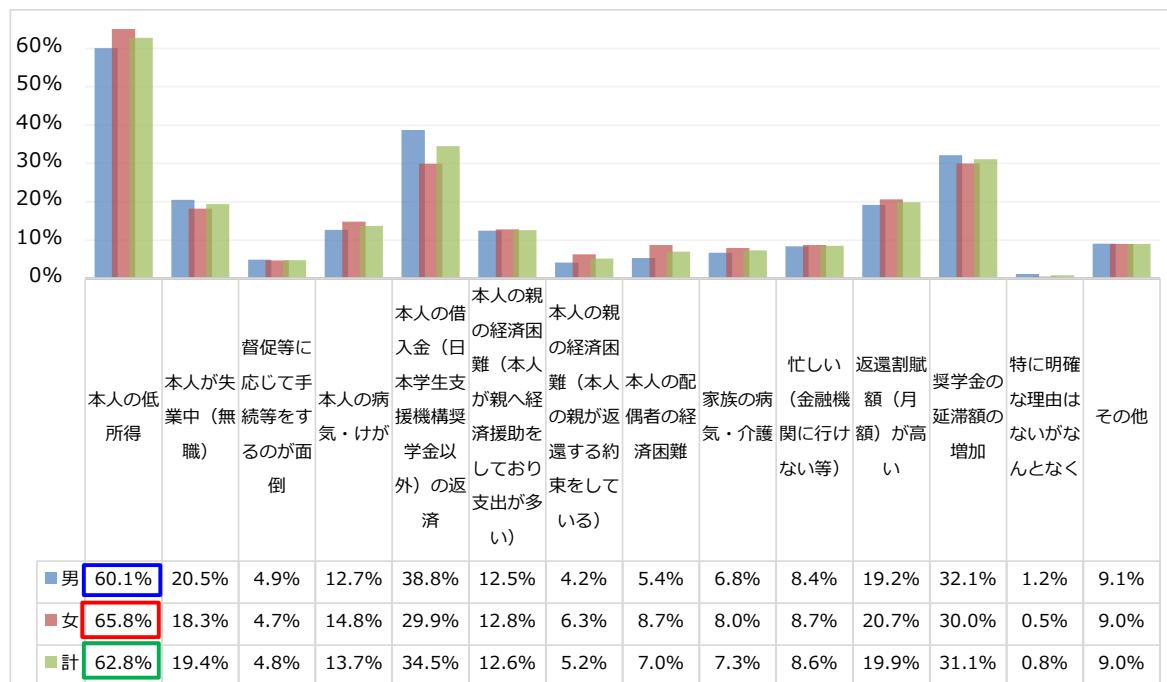
#### (1) 延滞している理由 (複数回答)

調査時点で延滞中の者に、延滞している理由を質問した。

延滞している理由は、「本人の低所得」が62.8%で最も高い。次いで「本人の借入金（日本学生支援機構奨学金以外）の返済」が34.5%であり、男女別でみると、男性は女性に比べて比率が高い。

また、「奨学金の延滞額の増加」は男女ほぼ同率となっている。

図3-1 延滞している理由（あてはまるものを全て選択）

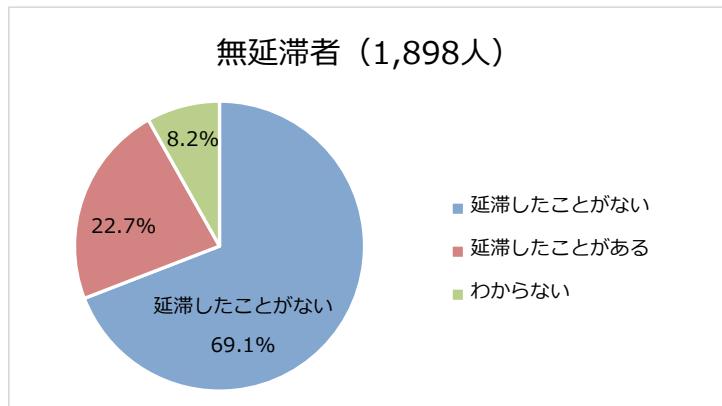


#### (2) 延滞経験の有無 ※無延滞者のみ

調査時点で無延滞の者に、これまでに延滞したことがあるかを質問した。

「延滞したことがある」者は22.7%である。

図3-2 延滞経験の有無（択一）

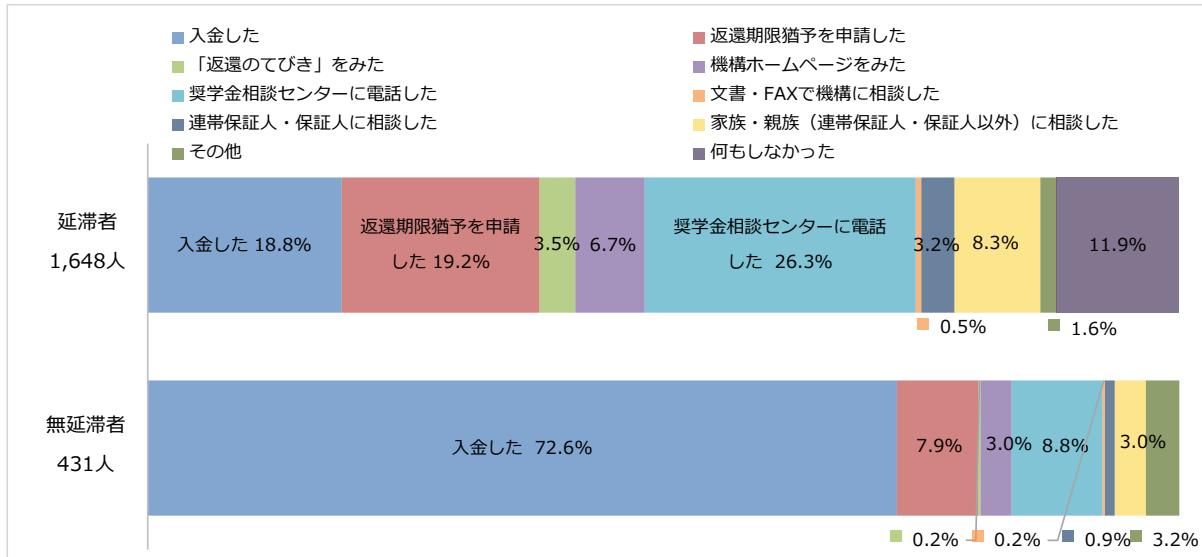


### (3) 延滞をしたときに最初にしたこと（択一）

調査時点に延滞中の者および無延滞者で「延滞したことがある」と回答した者に、延滞したときに最初に行つたことを質問した。無延滞者は「入金した」が72.6%で最も高いのに対し、延滞者は「奨学金相談センターに電話した」が26.3%と最も高い。

また、延滞者は「何もしなかった」と回答した者が11.9%であった。

図3-3 延滞をしたときに最初にしたこと（択一）



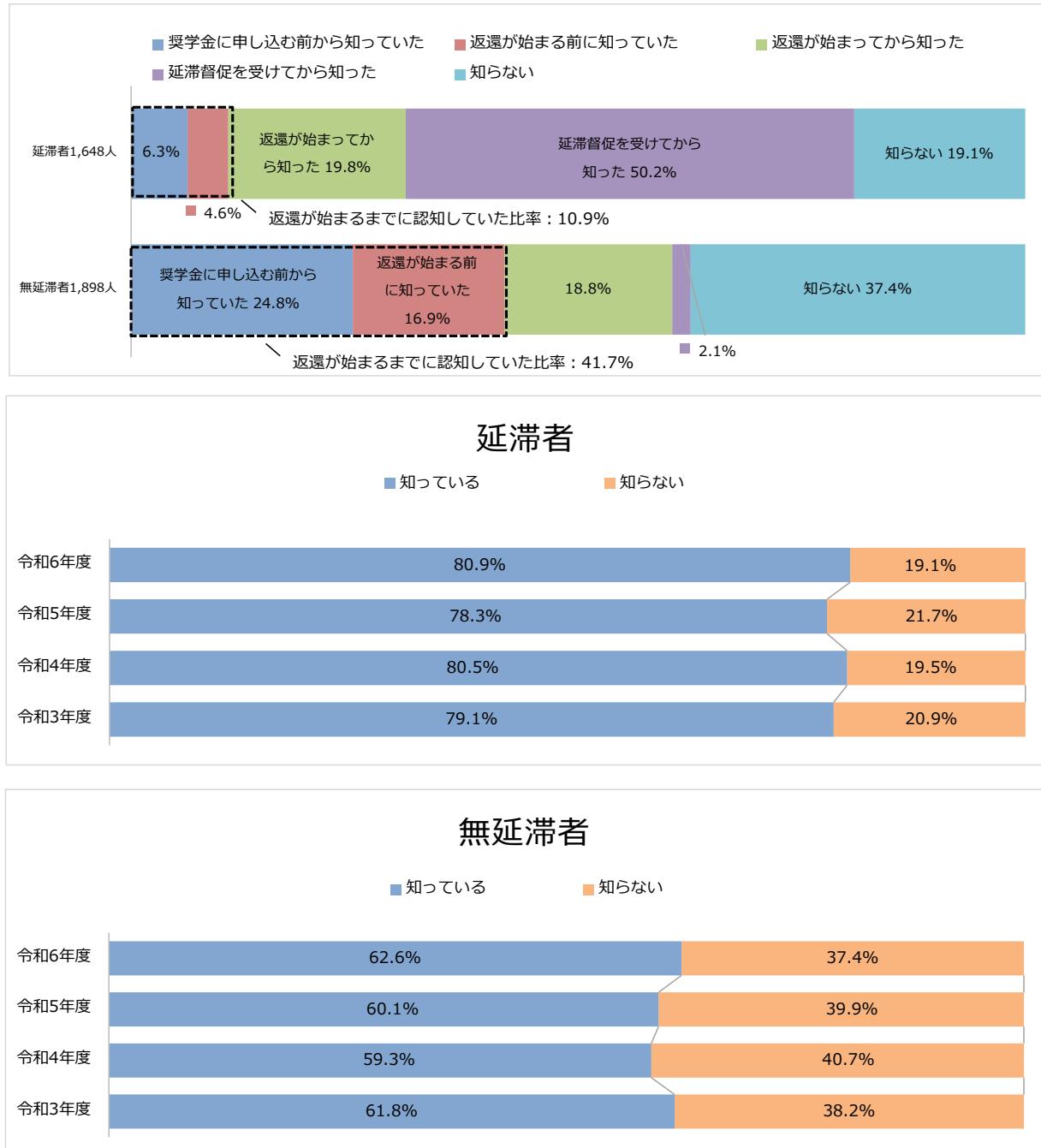
#### 4 返還期限猶予制度・減額返還制度について

##### (1) 延滞期限猶予制度の認知状況（択一）

返還期限猶予制度の認知率は、延滞者で80.9%、無延滞者で62.6%である。ただし、返還が始まる前までに認知していた比率は、無延滞者では合計で41.7%であるのに対し、延滞者では10.9%と大きな差がみられる。

また、延滞者では「延滞督促を受けてから知った」比率が50.2%と、無延滞者に比べて高い。

図4-1 返還期間猶予制度の認知状況（択一）

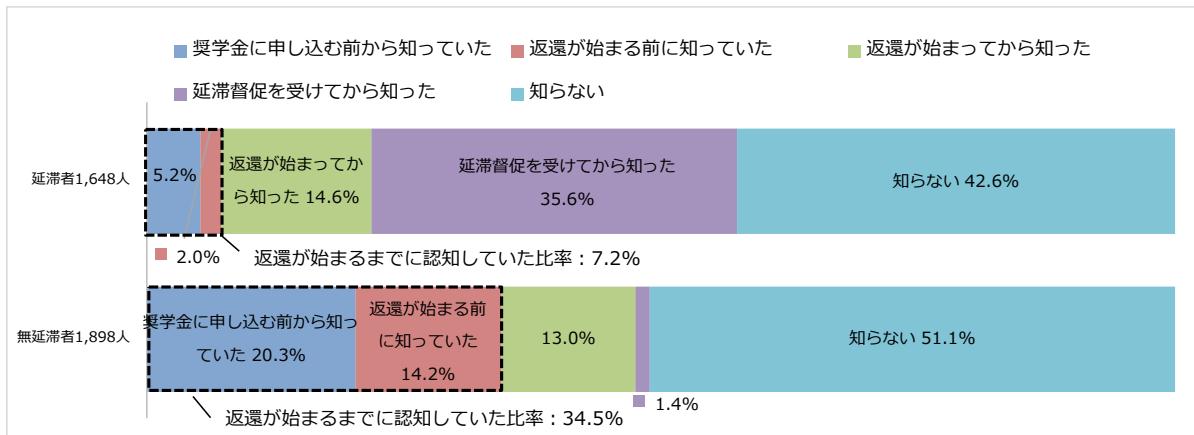


## (2)減額返還制度の認知状況（択一）

減額返還制度の認知率は、延滞者で57.4%、無延滞者で48.9%である。ただし、返還が始まる前までに認知していた比率は、無延滞者では合計で34.5%であるのに対し、延滞者では7.2%となっている。

また、延滞者では「延滞督促を受けてから知った」比率が35.6%と無延滞者に比べて高い。

図4－2 減額返還制度の認知状況（択一）



## (3)減額返還制度を何で知ったか（複数回答）

減額返還制度を知っている者（「奨学金に申込む前から知っていた」 + 「返還が始まる前に知っていた」 + 「返還が始まってから知った」 + 「延滞督促を受けてから知った」）に、減額返還制度を何で知ったかを質問した。

延滞者は「機構からの通知」で減額返還制度を知った比率が44.0%と最も高く、無延滞者は「返還のてびき」、「奨学金申請時・採用時の資料」で減額返還制度を知った比率がそれぞれ全体で49.6%、46.3%と高い。

図4－3 減額返還制度をなにで知ったか（あてはまるものを全て選択）

